

災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項に規定する災害が京都南部都市広域行政圏（宇治市・城陽市・向日市・長岡京市・八幡市・京田辺市・久御山町・宇治田原町・井手町・大山崎町）において発生し、多数の死者が集中的に出た場合における遺体の搬送について、京都南部都市広域行政圏推進協議会（以下「甲」という。）と社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

（総則）

第 1 条 この協定は、災害時に多数の死者が発生した場合の甲が行う遺体搬送について、乙の輸送業務の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害時の遺体搬送のための車両を必要とする時は、乙に対して輸送業務の協力を要請するものとする。

（要請手段）

第 3 条 前条の規定による甲の要請は甲の会長が行う。ただし、災害の状態により甲の副会長又はこれに相当する者からも要請を行うことができる。

2 甲が乙に要請するに当たっては、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって連絡するものとし、事後、甲は実施細目で定める霊柩自動車輸送の協力要請書を乙に提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職名・氏名と担当者名
- (2) 輸送業務の提供を必要とする市町名及び場所
- (3) 要請の理由
- (4) 要請する車両台数
- (5) 履行の期日及び場所
- (6) その他必要な事項

（輸送業務）

第 4 条 甲の要請により乙は速やかに輸送体制を整え、遺体の輸送業務にあたるものとする。

2 乙の協会員は、要請に基づき、実施細目に定める参集場所又は甲の指示する参集場所へ参集するものとする。

（輸送協力実績報告）

第 5 条 乙は、前条の規定により輸送業務を実施した場合は、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、事後、乙は実施細目で定める霊柩自動車輸送の協力実績報告書を甲に提出するものとする。

- (1) 従事した車両及び車両登録番号
- (2) 輸送業務の従事者の氏名
- (3) 履行の市町名及び場所
- (4) 従事した日数及び走行距離
- (5) その他必要な事項

（費用の負担）

第 6 条 甲の要請に基づき乙が実施した輸送業務に係る費用については、業務の提供を受けた甲の構成市町がその費用を負担するものとする。

（費用の請求）

第 7 条 乙は、協会員の実施した輸送業務の協力実績を集計し、甲の構成市町毎にその支払いを請求

するものとする。

(費用の支払い)

第8条 甲の構成市町は、前条の規定に基づき乙から費用の支払いの請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(費用の準定)

第9条 甲が負担する費用については、災害発生時の直前における近畿運輸局長への届出運賃を基準として甲乙協議のうえ決定するものとする。

(職員の同乗等)

第10条 甲は、必要に応じ、乙の輸送車両に職員を同乗させることができるものとする。

2 乙が輸送業務を実施しようとする時は、必要に応じ、甲に職員の同乗を要請することができる。

(通知)

第11条 甲は、災害時における円滑な輸送の協力が図られるよう、参集場所等に関して重要な変更が生じた時は、その都度乙に通知するものとする。

(実施細目)

第12条 この協定を実施するために必要な事項については、甲乙協議のうえ、実施細目で定めるものとする。

(実施日)

第13条 この協定は、協定締結の日から実施する。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がない時は、なお1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、実施細目に定めるもののほか甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成17年3月25日

甲 京都府宇治市宇治琵琶 33
京都南部都市広域行政圏推進協議会
会長 宇治市長

乙 大阪市城東区関目 1-21-19
社団法人全国霊柩自動車協会
近畿支部連合会会長

災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する京都南部都市広域行政圏推進協議会と社団法人全国霊柩自動車協会との協定（以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、協定の実施に必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

(要請手頃き)

第2条 協定第3条第2項に規定する甲が乙に提出する霊柩自動車輸送の協力要請書（以下「要請書」という。）は、様式1のとおりとする。

(協会員の名簿)

第3条 乙は協定第4条に規定する業務に協力するために、事前に指定する乙の協会員名簿を甲に届け出ることとし、変更があった場合もその都度これを甲に届け出ることとする。

(参集場所)

第4条 協定第4条に規定する参集場所は、要請書に掲げる場所又は災害時に甲の指定する場所とし、要請書に変更があった時は、甲はその都度これを乙に届け出ることとする。

(輸送協力実績報告書)

第5条 協定第5条に規定する乙が甲に提出する霊柩自動車輸送の協力実績報告書は、様式2のとおりとする。

(支払いの請求方法)

第6条 乙は、第7条に規定する費用の請求を、積算根拠を示す輸送業務実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

(実施日)

第7条 この細目は、協定締結の日から効力を生ずるものとする。

霊柩自動車輸送の協力要請書

(社) 全霊協 近畿支部連合会
会長 様

京都南部都市広域行政圏推進協議会
会長 宇治市長

災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定第 3 条第 2 項に基づき、次のとおり遺体の輸送
協力を要請します。

要請を行った者の職名・ 氏名と担当者名及び連絡先	電話 () —
口頭・電話による連絡日時	年 月 日 時 分
業務の提供を必要とする 市 町 名 及 び 場 所	市町名 場 所
要 請 理 由	
要 請 す る 車 種	
要 請 する 車両 台 数	
履行の期日及び場所	(期日) 年 月 日 ～ 年 月 日 (日間) (場所)
備 考	